

別冊

〔議案第 30 号 寝屋川市私立幼稚園保育料軽減補助金
交付規則の一部を改正する規則について〕

寝屋川市私立幼稚園保育料軽減補助金交付規則の一部を改正する規則

寝屋川市私立幼稚園保育料軽減補助金交付規則（平成3年寝屋川市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表備考3(3)中「第45条に定める」を「第45条第2項に規定する」に改め、同表備考4(2)カ中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設（児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）附則第6条の規定により児童心理治療施設とみなされる施設を含む。）」に改め、同表中備考8を次のように改める。

- 8 園児の保護者である父母が、婚姻によらないで母となった女子又は父となった男子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないものに該当し、当該父母から申出があったときは、当該父母の市町村民税額の算定については、当該父母を地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫であるとみなし、同法第295条第1項第2号並びに第314条の2第1項第8号及び第3項の規定の例により算定するものとする。

別表備考に次のように加える。

- 9 園児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域に住所を有しているものとみなして、市町村民税所得割課税額を算定するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年9月1日から施行する。

（経過措置等）

- 2 この規則による改正後の寝屋川市私立幼稚園保育料軽減補助金交付規則（次

項において「新規則」という。)別表の規定は、平成 30 年度以後の年度分の補助金について適用し、平成 29 年度以前の年度分の補助金については、なお従前の例による。

- 3 新規則の規定に基づく補助金の決定等の準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

寝屋川市私立幼稚園保育料軽減補助金交付規則

No.1

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p> <p>1. <u>この規則は、平成30年9月1日から施行する。</u> (経過措置等)</p> <p>2. <u>この規則による改正後の寝屋川市私立幼稚園保育料軽減補助金交付規則(次項において「新規則」という。)別表の規定は、平成30年度以降の年度分の補助金について適用し、平成29年度以前の補助金については、なお従前の例による。</u></p> <p>3. <u>新規則の規定に基づく補助金の決定等の準備行為は、この規則の施行の前においても行うことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">備考</p> <p>1. 世帯構成員の2人以上に所得がある場合は、父母とそれら以外の家計の主宰者である扶養義務者の市町村民税所得割課税額を合算する。</p> <p>2. 当該年度に保護者が支払う保育料等の合計額が補助金額(年額)の合計額を下回るときは、当該保育料等の合計額を限度とする。</p> <p>3. 「母子・父子世帯」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第17条及び第31条の7に規定する配偶者のない者で現に園児を扶養しているものの世帯をいう。</p> <p>「障害者世帯」とは、次に掲げる児(者)(障害者の日常生活</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">備考</p> <p>1. 世帯構成員の2人以上に所得がある場合は、父母とそれら以外の家計の主宰者である扶養義務者の市町村民税所得割課税額を合算する。</p> <p>2. 当該年度に保護者が支払う保育料等の合計額が補助金額(年額)の合計額を下回るときは、当該保育料等の合計額を限度とする。</p> <p>3. 「母子・父子世帯」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第17条及び第31条の7に規定する配偶者のない者で現に園児を扶養しているものの世帯をいう。</p> <p>「障害者世帯」とは、次に掲げる児(者)(障害者の日常生活</p>

寝屋川市私立幼稚園保育料軽減補助金交付規則

No. 2

改正案	現行
<p>及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 19 条第 3 項に規定する特定施設その他これに類する施設に入所又は入院をしていないものに限る。）を有する世帯をいう。</p> <p>(1) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者</p> <p>(2) 療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日付け生省発児第厚 156 号）に定める療育手帳の交付を受けた者</p> <p>(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者</p> <p>(4) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）による特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）による障害基礎年金等の受給者「生活困窮世帯」とは、保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に生活に困窮している」と教育委員会が認められた世帯をいう。</p> <p>4 「第 1 子」とは、当該園児に次の各号に掲げる年長者がいない場合であって、最年長者である園児（就園が 1 人だけであるときは、当該園児）をいう。</p> <p>(1) A 階層、B 階層及び C 階層において、子ども・子育て支援</p>	<p>及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 19 条第 3 項に規定する特定施設その他これに類する施設に入所又は入院をしていないものに限る。）を有する世帯をいう。</p> <p>(1) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者</p> <p>(2) 療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日付け生省発児第厚 156 号）に定める療育手帳の交付を受けた者</p> <p>(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者</p> <p>(4) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）による特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）による障害基礎年金等の受給者「生活困窮世帯」とは、保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に生活に困窮している」と教育委員会が認められた世帯をいう。</p> <p>4 「第 1 子」とは、当該園児に次の各号に掲げる年長者がいない場合であって、最年長者である園児（就園が 1 人だけであるときは、当該園児）をいう。</p> <p>(1) A 階層、B 階層及び C 階層において、子ども・子育て支援</p>

寝屋川市私立幼稚園保育料軽減補助金交付規則

No.3

改正案	現行
<p>法施行令（平成 26 年政令第 213 号）第 14 条の 2 に規定する特定被監護者等にあたる者</p> <p>(2) D 階層及び E 階層において、同一世帯において次に掲げる者</p> <p>ア 小学校 1 年生から 3 年生までの就学年齢と同一の年齢である者</p> <p>イ 法第 7 条第 4 項に規定する幼稚園に在園している者</p> <p>ウ 法第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育施設を利用している者</p> <p>エ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条第 2 項に規定する家庭的保育事業等を利用している者</p> <p>オ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 72 条に規定する特別支援学校の幼稚部に在園している者</p> <p>カ 児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する児童発達支援を受けている者、同条第 3 項に規定する医療型児童発達支援を受けている者又は同法第 43 条の 2 に規定する児童心理治療施設（児童福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 63 号）附則第 6 条の規定により児童心理治療施設とみなされる施設を含む。）に入所（通所によるものに限る。）している者</p> <p>5 「第 2 子」とは、当該園児に前項各号に掲げる年長者がいる場合であって、当該児を含めて次年長者である園児をいう。</p>	<p>法施行令（平成 26 年政令第 213 号）第 14 条の 2 に規定する特定被監護者等にあたる者</p> <p>(2) D 階層及び E 階層において、同一世帯において次に掲げる者</p> <p>ア 小学校 1 年生から 3 年生までの就学年齢と同一の年齢である者</p> <p>イ 法第 7 条第 4 項に規定する幼稚園に在園している者</p> <p>ウ 法第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育施設を利用している者</p> <p>エ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条第 2 項に規定する家庭的保育事業等を利用している者</p> <p>オ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 72 条に規定する特別支援学校の幼稚部に在園している者</p> <p>カ 児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する児童発達支援を受けている者、同条第 3 項に規定する医療型児童発達支援を受けている者又は同法第 43 条の 2 に規定する情緒障害児短期治療施設に入所（通所によるものに限る。）している者</p> <p>5 「第 2 子」とは、当該園児に前項各号に掲げる年長者がいる場合であって、当該児を含めて次年長者である園児をいう。</p>

寝屋川市私立幼稚園保育料軽減補助金交付規則

No.4

改正案	現行
<p>6 「第3子以降」とは、第4項及び前項に規定する第1子及び第2子以外の園児をいう。</p> <p>7 市町村民税の所得割課税額は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の規定による住宅借入金等特別税額控除及び寄付金税額控除の控除前の額とし、地方税法（昭和25年法律第226号）第323条の規定に基づく市市民税の減額があった場合には、減額後の額を所得割課税額とする。</p> <p>8 <u>園児の保護者である父母が、婚姻によらないで母となった女子又は父となった男子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないものに該当し、当該父母から申出があったときは、当該父母の市町村民税額の算定については、当該父母を地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫であるとみなし、同法第295条第1項第2号並びに第314条の2第1項第8号及び第3項の規定の例により算定するものとする。</u></p> <p>9 <u>園児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域に住所を有しているものとみなして、市町村民税所得割課税額</u></p>	<p>6 「第3子以降」とは、第4項及び前項に規定する第1子及び第2子以外の園児をいう。</p> <p>7 市町村民税の所得割課税額は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の規定による住宅借入金等特別税額控除及び寄付金税額控除の控除前の額とし、地方税法（昭和25年法律第226号）第323条の規定に基づく市市民税の減額があった場合には、減額後の額を所得割課税額とする。</p> <p>8 <u>園児と同一世帯に属する父母が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第1条第2号又は第1条の2第2号に掲げる者に該当する場合は、当該者を婚姻していた者とみなして別表の規定を適用する。</u></p>

寝屋川市私立幼稚園保育料軽減補助金交付規則

No.5

改正案	現行
<p><u>を算定するものとする。</u></p>	